



大切なお家の これからを考えるとときに

各種制度のご案内

空き家対策補助制度

空き家バンクの登録物件で売買が成約した方に、費用の一部を補助します。買主は当該物件に住民登録が必要です。

■買主

購入費用の補助として最大 30 万円、
改修費用の補助として最大 30 万円を補助

■売主

不要物撤去の補助として最大 5 万円

ブロック塀等の撤去補助制度

ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

対象

- ・道路に面するブロック塀等
- ・ブロック塀等の高さが 60cm を超えるもの

補助金額 撤去する費用の 2 分の 1 の額
(上限額 15 万円)

※「児童が主に通学に供する道路」に面する
ブロック塀等の場合は、撤去する費用の
全額 (上限額 15 万円)

*ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造塀、組積造塀、大谷石塀、組立式コンクリート塀(万年塀)等をいい、その一部にフェンスが存在するものを含みます。

耐震診断・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、居住または使用している木造住宅

※耐震改修は直近の課税所得金額が 507 万円未満の方が対象

■耐震診断

金額 診断費用の 11 分の 10 以内の額
(上限額 5 万円)

■耐震改修(耐震診断後)

金額 改修費用として 70 万円または 90 万円を補助

空き家除却補助制度

空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

対象 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、1 年以上居住実績のない木造住宅

金額 除去する費用の 2 分の 1 の額
(上限額 40 万円)

※各補助制度にはその他適用要件があります。また、予算額に達すると終了になります。必ず事前に申請を行ってください。

各制度の詳細については
市ホームページをご覧ください。

